

船舶事故等調査報告書

平成26年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014神第4号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年12月14日 16時30分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山下津港の海南区 和歌山県海南市所在の海南南防波堤灯台から真方位067° 1,900m付近 (概位 北緯34° 09.1' 東経135° 12.2')
事故等調査の経過	平成26年1月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 石材・砂利運搬船 第八住力丸 ^{すみりき} 、490トン 133069、岡田石材株式会社 B 油タンカー ふじしろ丸、251トン 140395、有限会社協和海運
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級海技士（航海）（旧就業範囲）
死傷者等	なし
損傷	A 船尾部に擦過傷 B 端艇 ^{たんてい} 甲板左舷船尾部のハンドレールに曲損等
事故等の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、和歌山下津港海南区の公共岸壁の中央付近に左舷着けで着岸し、揚げ荷役を行った後、出港するために船尾錨の錨索を巻きながら前進していたところ、‘船尾端のアンカーベッド右舷側のフェアリーダー’（以下「本件フェアリーダー」という。）にB船のスタンライン（係船索）が引っ掛かった。 船長Aは、スタンラインを解くために機関を後進にかけ、後進を開始した。 船長Aは、操船を続け、西進を開始した頃、付近にいた人からB船と衝突したことを告げられ、B船と衝突したことを知った。 B船は、海南区の公共岸壁の西寄りに出船右舷着けで着岸していた他船（船種及び船名不詳、以下「C船」という。）の左舷側に右舷を接舷し、スタンラインを岸壁に取り、機関長Bを残して船長Bほか乗組員3人が下船していた。 機関長Bは、船内で休息していたところ、平成25年12月14日16時30分ごろ衝撃を感じ、A船と衝突したことを知り、端艇甲板左舷船尾部のハンドレールに曲損が生じていることを認めた。 船長Aは、B船に連絡を行い、後日、入港したときに訪船する旨を伝えて目的地へ向かった。

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 4、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は海南区の公共岸壁に着岸する際、B船及びC船が既に公共岸壁の西寄りに停泊していた。</p> <p>船長Aは、海南区の公共岸壁への着岸経験が多く、B船が公共岸壁の東寄りに着岸しているところを見たことがあったが、本事故当日のように公共岸壁の西寄りに着岸しているところを見たことがなかった。</p> <p>A船では、本事故当時、機関長が船尾配置に就いていた。</p> <p>船長Aは、A船の船尾とB船及びC船の船尾との間が約5mであると思っていた。</p> <p>船長Aは、船尾錨の錨索を巻くだけであれば、B船に衝突すると思い、機関を前進にかけながら錨索を巻いていた。</p> <p>A船は、積荷を揚げる場所の横に着岸するため、海南区の公共岸壁の東寄りに着岸することができなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B 不詳 A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、和歌山下津港海南区の公共岸壁から離岸作業中、本件フェアリーダーにB船のスタンラインが引っ掛かったことから、船長Aがスタンラインを解こうとして後進を開始したところ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、和歌山下津港海南区の公共岸壁に着岸していたC船に接舷して停泊中、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、和歌山下津港海南区の公共岸壁において、A船が離岸作業中、B船が停泊中、本件フェアリーダーにB船のスタンラインが引っ掛かったため、船長Aがスタンラインを解こうとして後進を開始したところ、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、船尾配置の乗組員を船尾方の監視に当たらせ、他船との接近状況を報告させて船尾方の状況を把握すること。